

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、町の地域共生社会の実現への取り組みを個別分野で推進する各計画との整合性を図りながら、福祉の各分野における共通事項を定め、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めるため平成31年3月(令和4年3月に一部を改定)に策定し、本計画の基本理念である「地域で支え合う福祉のまちづくり」の実現に向けて、町民、福祉事業者、商工業者、企業、町社会福祉協議会、行政機関などがそれぞれの役割を果たしながら連携し、様々な取り組みを進めてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化、また、核家族化や単身高齢者世帯の増加など地域福祉を取り巻く状況は変化しています。住民のニーズも複雑化かつ多様化し、新たに制度の狭間にある問題も増え、一つひとつの事例の解決を困難なものとしてきました。

このような多様化・複雑化する地域ニーズに対応するため、国では社会福祉法の一部、改正(平成30年4月1日施行)し、その後、更なる「地域共生社会」を目指すため、令和2年に社会福祉法が一部改正され(令和3年4月1日施行)、「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

また、近年の複雑化・複合化した問題の中でも、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、自らの意思を十分に主張し、一人で選択・決定することが難しい状態になっている方の支援が重要視されています。そのため、誰もが地域社会に参画しながら、その人らしい生活を継続できるよう「権利擁護支援」が必要とされています。平成12年に開始された成年後見制度は、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の手段の一つで、制度利用の促進に向けて平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

加えて、国際的に豊かで活力のある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」が示され「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取り組みが進められています。このSDGsの推進は、「地域共生社会」を目指すことにつながっていくものです。

これらを踏まえ今回、計画期間の終了を迎えるにあたり、引き続き地域福祉のより一層の充実を図り、推進する必要があるため、第3次計画を策定いたしました。

2 計画の性格と位置づけ

【地域福祉推進プラン】

本計画は社会福祉法第 107 条に規定する町の行政計画としての「鳩山町地域福祉計画」と、同法第 109 条の規定に基づき設置された町の社会福祉協議会の「鳩山町社会福祉協議会地域福祉活動計画」とを併せた計画となっています。

「鳩山町地域福祉計画」と「鳩山町社会福祉協議会地域福祉活動計画」はともに地域福祉の推進を目指しており、町民と町及び町社会福祉協議会が共通の理念をもって、連携しながら各施策に取り組むことが効果的、効率的であることから、一体的に策定しているものです。

なお、町の「第6次鳩山町総合計画(R4～R11)はとやま HAPPY PLAN」を上位計画とし、本計画は町の地域福祉を推進するための福祉の総合計画として、各福祉分野の計画(鳩山町子ども・子育て支援事業計画、鳩山町障がい者福祉総合計画、鳩山町高齢者福祉総合計画など)の上位計画として位置づけます。

また下記の計画についても本計画において包含的に策定いたします。

鳩山町重層的支援体制整備事業実施計画

社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき、鳩山町において重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業計画等を定める「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。

鳩山町成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づき、鳩山町において成年後見制度の利用促進等に関して定める「成年後見制度利用促進計画」として位置づけます。

鳩山町再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律の第 8 条に基づき、犯罪や非行をした人の支援や再犯防止に関する基本事項を定める「再犯防止推進計画」として位置づけます。

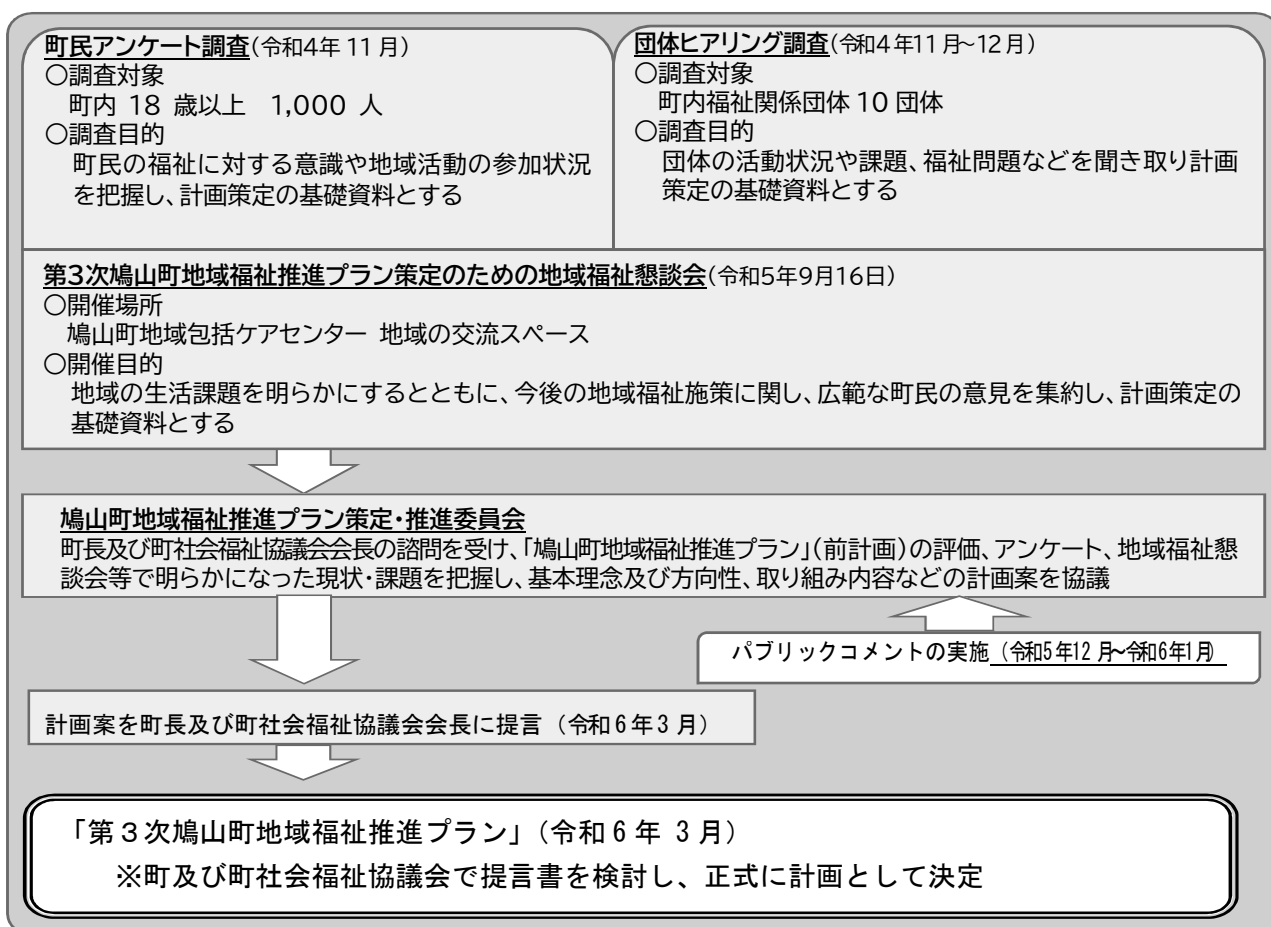
3 計画期間

令和6年度から令和11年度(2024年度～2029年度)までの6年間とします。
 計画の評価・検証を定期的に行い、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の策定体制

この計画を推進するための組織として、鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会(以下、「委員会」という。)を設置しています。委員は、町民からの公募委員、福祉関係団体から推薦された委員、学識経験者などで構成されており、町と町社会福祉協議会が合同で事務局となっています。

この委員会では、計画の推進に関して必要な事項を調査、審議するとともに、進捗状況の確認、評価などを行っています。加えて、実施できなかった施策、効果がなかった施策等を再検討し、課題を発見し、改善していくための一つのツールとしてこの計画を活用していくことを目的としています。このため、計画策定にあたっては、委員会の評価を踏まえたものとなっています。



【計画の位置づけ体系図】

